

宇都宮市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1 業務名

宇都宮市子育て世帯訪問支援事業業務

2 業務の目的

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を，訪問支援員が訪問し，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・子育て等の支援を実施することにより，家庭や養育環境を整え，虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とするもの

3 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 業務の内容

(1) 受託者は，事業実施依頼書及び市が示すサポートプランに基づき，対象家庭に以下の支援を行う訪問支援員を派遣する。

| | |
|--------|---|
| ① 家事支援 | <ul style="list-style-type: none">・ 食事の準備及び片付け・ 衣類等の洗濯及び補修・ 住居等の清掃及び整理整頓・ 生活必需品の買い物・ その他，日常的な家事に関して特に必要と認められるもの |
| ② 育児支援 | <ul style="list-style-type: none">・ 授乳，食事の世話・ おむつの交換，排せつの介助・ 衣服の着脱の世話・ 入浴（もく浴）の介助・ 保育所等の送迎・ 児童の見守り・ 外出時の補助・ その他，日常的な育児に関して特に必要と認められるもの |
| ③ 相談支援 | <ul style="list-style-type: none">・ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴，相談・助言 |
| ④ 情報提供 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 |

(2) 但し，病児及び病後児の世話，感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

(3) 支援は，原則，保護者の在宅時に行う。但し，保育所の送迎，ヤングケア

ラーの負担軽減等やむを得ない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

- (4) 支援会議等への出席を求められた場合、原則、担当する訪問支援員が出席することとする。(月1回程度)

5 利用対象世帯

本市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要な次に掲げるような状態にある世帯

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、市長が本事業による支援を必要と認める世帯（ヤングケアラー等を含む）

6 実施日時

- (1) 実施日 原則、月曜日～日曜日（年末年始を除く）
- (2) 実施時間帯 原則、午前9時～午後6時

7 利用（サービス提供）時間等

- (1) 1回の利用は、1時間単位で合計2時間以内とする。
- (2) 1週間当たりの利用は、2回以内とする。
- (3) 但し、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認める場合はこの限りではない。

8 利用（サービス提供）期間

- (1) 利用期間は、市のサポートプランに基づき、3か月を基本とする。
- (2) 必要に応じて、利用期間を延長することができる。

9 委託する事業者（受託者）の要件

受託者は次に定める要件を全て満たすこととし、要件を満たさなくなった

場合には委託契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

- ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ウ 児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所
- エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所で、特に市長が必要と認める法人格を有する事業所

(2) 上記事業所を本市内に有していること

(3) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するもの）又は暴力団員の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が、役員就任や経営関与してゐる団体等
- イ 国税及び宇都宮市税を滞納している団体等
- ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事由が発生している団体等
- エ 差押、仮差押さえ又は仮処分を受けている団体等
- オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等

10 訪問支援員の要件

受託者は、次の(1)(2)の要件をいずれも満たす訪問支援員を配置すること。

(1) 本市が適当と認める研修を修了した者

(2) 次の欠格事由のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

1 1 利用者負担額、徴収方法

(1) 利用者負担金

| 世帯区分 | 利用者負担額 | |
|------------------------|-------------------|----------------|
| | 訪問支援費 (1時間当たり) | 交通費 (1回当たり) |
| 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| 市民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| 市民税所得割課税額 77,101円未満 | 600円 | 530円 |
| その他の世帯(一般課税世帯) | 1,500円 | 930円 |

(2) 徴収方法

利用者負担額は、受託者が利用者から徴収し、徴収にあたっては受託者名義の領収書を発行する。

1 2 委託料等

(1) 委託料

| | |
|---------|------------------|
| 訪問支援費 | 1時間当たり@3,000円 |
| 交通費 | 1回当たり@1,860円 |
| 事務費・管理費 | 1世帯当たり1か月@3,200円 |

(2) 連絡なくキャンセルの場合

利用者から支援開始時刻までに連絡がなく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や利用者世帯からの応答がない場合、訪問支援員がキャンセル理由や世帯状況の聴取、住環境の視認等を行い、市へ報告する。その際の委託料は、本事業を1時間利用した場合と同額とする。

1 3 事故発生への対応

- (1) 受託者は、本事業に係る保険に加入し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。
- (2) 受託者は予め、支援実施中に事故が発生した場合に備えて必要な措置及び実施方法についてのマニュアルを作成しておくこととする。
- (3) 支援実施中に事故が発生した場合は、受託者は前項に従い必要な措置を講じるとともに遅延なく口頭及び書面により本市に報告しなければならない。
- (4) 本市の故意・重過失である場合以外は、受託者がその責任において処理

にあたる。

1 4 実施体制

事業実施にあたっては次のとおりスタッフを配置（専任でなくてもよい）すること。

- (1) 本事業の管理責任者を配置すること
- (2) 訪問支援員の相談指導体制を確保すること
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること

1 5 実績報告，委託料請求

受託者は、原則、本事業の履行日の月末から30日以内に、別に示す実施状況の報告書とともに委託料の請求を行うこととする。

1 5 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、本市と受託者が協議のうえ、決定することとする。